

別紙

許可の申請を受理した警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、当該申請に係る許可対象行為が荷台に乗車させる人員を限定することにより、1，2両方の条件を満たすこととなると認めるときは許可をすることができる。

1 車両の構造に関する基準

当該荷台乗車を許可する場合において、当該車両が(1)から(3)までの条件すべてを満たさなければならない。

(1) 当該許可申請に基づく荷台乗車をして当該車両を運転する場合において、道路交通に関する法令に違反しないこと

(2) (1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと

(3) 当該荷台乗車許可によって荷台に乗車した者の安全が確保できること

2 道路又は交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に急カーブがある場合や交通の頻繁な場所がある場合等において、荷台に乗車した者が振り落とされるおそれがあるなど、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。